



島根県報

平成18年11月24日 (金)
第 1,832 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

告 示

生活保護法の規定による医療扶助を担当する機関の指定	(地 域 福 祉 課)	1
生活保護法の規定による指定医療機関の事業廃止の届出	(")	1
地籍調査の成果の認証	(用 地 対 策 課)	2
車両制限令の規定に基づく道路の指定	(道 路 維 持 課)	2
都市計画変更の図書の縦覧	(都 市 計 画 課)	2
島根県営住宅条例の規定に基づく入居者駐車場の使用料の一部改正	(建 築 住 宅 課)	3

公 告

島根県立中央病院検体検査業務委託の業務委託者選定のための提案競技の実施	(医 療 対 策 課)	3
島根県中小企業制度融資要綱の規定に基づく指定事業活動制限事業者及び指定地域の指定	(経 営 支 援 課)	4

監査公表

平成17年度財政的援助団体等監査の結果に関する報告に基づき講じた措置		5
------------------------------------	--	---

公安規則

島根県道路交通法施行細則の一部を改正する規則	(警 察 本 部)	20
------------------------	-----------	----

告 示

島根県告示第1057号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成18年11月24日

島根県知事 澄 田 信 義

医 療 機 関 の 名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
セラ薬局 ポエム店	松江市東津田町1198 - 6	平成18年11月1日
あさひ薬局	松江市朝日町476 - 7	平成18年11月1日
新崎薬局	出雲市大津新崎町六丁目2番地	平成18年9月1日
おおぎ調剤薬局	雲南市大東町大東1083 - 1	平成18年10月24日
はまもと内科クリニック	雲南市大東町大東1012 - 5	平成18年11月1日

島根県告示第1058号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成18年11月24日

島根県知事 澄 田 信 義

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
新崎薬局	出雲市大津新崎町六丁目2番地	平成18年9月1日

島根県告示第1059号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき、地籍調査の成果を次のとおり認証したので、同条第4項の規定により告示する。

平成18年11月24日

島根県知事 澄 田 信 義

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称		調査を行った地域	認証年月日
		地籍図	地籍簿		
雲南市	平成16年度～18年度	51枚	1冊	下久野3	平成18年11月13日
益田市	平成16年度～18年度	31枚	1冊	小原	平成18年11月13日
浜田市	平成13年度～18年度	23枚	1冊	折居3-1	平成18年11月13日
美郷町	平成14年度～18年度	56枚	1冊	猿丸	平成18年11月13日

島根県告示第1060号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第3号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を次のとおり指定する。

平成18年11月24日

島根県知事 澄 田 信 義

1 路線名及び区間

道路の種類	路線名	区 間
県道	斐川上島線	簸川郡斐川町大字直江町5092番2地先から同大字3612番1地先まで

2 指定期日

平成18年11月25日

島根県告示第1061号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成18年11月24日

島根県知事 澄 田 信 義

1 都市計画の種類

出雲都市計画道路

2 都市計画を変更する土地の区域

簸川郡斐川町大字直江町

3 縦覧場所

島根県土木部都市計画課

島根県告示第1062号

島根県営住宅条例の規定に基づく入居者駐車場の使用料（平成18年島根県告示第226号）の一部を次のように改正し、平成18年12月1日から施行する。

平成18年11月24日

島根県知事 澄 田 信 義

表益田市の項中 「

-
(840円)

」 を 「

1,785円

」 に、

「

高津団地	-
	(735円)

」 を

「

高津団地	1,680円
------	--------

」 に、

「

新矢田団地	-
	(525円)

」 を

「

新矢田団地	1,470円
-------	--------

」 に改める。

公 告

島根県立中央病院検体検査業務委託に係る業務委託者について、提案競技により選定のうえ特定するので、次のとおり公告する。

平成18年11月24日

島根県立中央病院長 中 川 正 久

1 提案競技の対象とする業務

(1) 業務名

検体検査業務

(2) 業務内容

「検体検査業務委託に関する仕様書」による。

(3) 履行期間

平成19年4月1日から平成22年3月31日まで

2 参加資格

提案競技に参加しようとする者は、次の(1)~(5)までのすべてに該当すること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる事実がない者であること。

(3) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について指名留保又は指名停止

措置を受けていない者であること。

- (4) 島根県税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等の規定に基づき更生又は再生手続き等をしていない者であること。
- (6) ブランチラボ方式による検体検査業務に関して相当の実績を有する者であること。

3 提案競技参加希望者の提出書類

この提案競技に参加を希望する者は、以下の書類を提出しなければならない。

- (1) 提案競技参加申込書 1部
- (2) 会社概要書 1部
- (3) 法人登記事項証明書 1部
- (4) 島根県税を滞納していない旨の証明書（平成18年9月末時点）及び未納の消費税及び地方消費税のない旨の証明書 1部
- (5) 提案書 11部
- (6) 見積書 1部

4 提案競技実施要領及び仕様書の配布期間及び場所

- (1) 期間
平成18年11月24日（金）から平成18年12月8日（金）までの土曜日、日曜日を除く毎日。時間は午前9時から午後5時までとする。

- (2) 場所
島根県立中央病院事務局業務グループ

5 提出書類の提出方法、提出期限、提出先

- (1) 提出方法
持参（土曜日、日曜日を除く午前9時から午後5時まで）又は郵送による。

- (2) 提出期限
平成18年12月27日（水） 午後5時必着

- (3) 提出先
〒693 - 8555 島根県出雲市姫原4丁目1番地1
島根県立中央病院事務局業務グループ
電 話 0853 - 30 - 6430
F A X 0853 - 21 - 2975

6 提案競技に関する質問及び回答

- (1) 質問は、期限までに、文書により提出すること。（FAXによる問い合わせも可とする。）
- (2) 提出期限 平成18年12月15日（金）午後5時まで
- (3) 質問に対する回答は、平成18年12月19日（火）を目途に提案競技参加者に通知する。

7 審査の実施

- (1) 「検体検査業務委託に係る提案審査委員会」（以下「審査委員会」という。）を設置し、厳正な審査を行い、委託予定者の選定を行う。
- (2) 審査方法は、プレゼンテーション及び質疑応答により実施する。
- (3) プレゼンテーション及び質疑応答の実施期日
ア 日時 平成19年1月中旬予定（提案競技参加申込者に別途通知する。）
イ 場所 島根県出雲市姫原4丁目1番地1 島根県立中央病院
- (4) 審査結果の通知
審査の結果は、提案書を提出した者に対して文書で通知する。なお、審査結果についての異議申し立ては受け付け

ない。

8 契約

(1) 契約相手方

審査委員会が選定した者と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、随意契約を行う。

(2) 契約金額

予定価格の範囲内において、委託予定先から徴取した見積書により決定する。

(3) 契約条項

契約書による。

(4) 契約保証金

島根県会計規則第69条第1項の規定により契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は免除する。

(5) 再委託の制限

委託業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ書面により県の承諾を得た場合はこの限りでない。

9 その他

(1) 提案競技の実施に関する説明会は開催しない。

(2) 提出書類の作成に要する費用、旅費、その他この提案競技の参加に関し要する経費は、参加者の負担とする。

(3) 提出された書類は返却しない。

(4) 提出された書類等をこの提案競技の選定以外の目的では使用しない。

(5) 手続きにおいて使用する言語・通貨は、日本語・日本円とする。

(6) 書類提出後、辞退する場合は、その旨書面により申し出ること。

島根県中小企業制度融資要綱（昭和47年島根県告示第239号）第3条第6号に規定する指定事業活動制限事業者及び同条第7号に規定する指定地域を次のとおり指定したので公告する。

平成18年11月24日

島根県知事 澄 田 信 義

1 指定事業活動制限事業者

番号	事業者	指定期間
18 - 2	宍道湖及び神西湖のシジミから基準値を上回る残留農薬（チオベンカルブ）が確認されたことにより、シジミの採取制限を行った内水面漁業を営む者	平成18年11月9日 ~ 平成19年11月8日

2 指定地域

番号	地 域	指定期間
18 - 3	島根県内全市町村	平成18年11月9日 ~ 平成19年11月8日

監 査 委 員 公 表

島根県監査委員公表第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により実施した平成17年度財政的援助団体等監査の結果に関

する報告に基づき講じた措置について、島根県知事から通知があったので、同条第12項の規定により公表する。

平成18年11月24日

島根県監査委員	藤 山	勉
同	絲 原	徳 康
同	山 崎	悠 雄
同	谷 本	敏

平成17年度 財政的援助団体等監査の結果に対する措置状況

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>(財) 島根県育英会 (総務部総務課)</p> <p>(1) 所管課</p> <p>ア 改善等を要する事項 本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。</p> <p>イ 運営の合理化に資する意見 高等学校等奨学金貸与事業の円滑な実施について これまで日本育英会が行っていた高等学校等奨学金事業及び県教育委員会が実施していた高等学校奨学資金事業については、これらの事業を統一し、高等学校等奨学金貸与事業として平成17年度よりこの団体が行うこととなった。 これに伴ない団体の業務量が大幅に増加することから、今後の状況を把握し適切な対応に努められたい。</p> <p>(2) 団体</p> <p>ア 改善等を要する事項 本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。</p> <p>イ 運営の合理化に資する意見 事業資金の確保について この団体がこれまで実施している県内出身の大学生等に対する奨学金などの貸与事業については、事務局費の支出、学生会館の運営に係る補填、奨学金の返還等の状況から運用財産の取り崩しを余儀なくされ、将来的に現在の事業規模を維持することが困難になる恐れがある。 したがって、事務局経費の削減や返還が滞っている奨学金等への取り組みを強化するとともに、長期的な視点に立った財源確保について検討され</p>	<p>高等学校等奨学金貸与事業の円滑な実施について 今後の状況を把握し、事業者所管課に対し適切な対応を求める。</p> <p>事業資金の確保について 「育英会事業の健全化、内容の充実について検討」するため、経営状況改善検討小委員会を設置した。 【5月15日、経営状況改善検討小委員会開催】 当育英会の実施している事業は、島根県の若者を育成するためには無くてはならない大切な責任を担っているがその一方で、法人設立の趣旨や目的からは、収益性の極めて低い事業を実施することとなっている。このため、今後の運営については、人件費をはじめとして所要の事務局経費を縮減していかなければならないとはい</p>

たい。

大阪学生会館（学生寮）の入室率の向上について

県内出身者で近畿内の大学などに在学する学生等に対し、修学の便をはかるため70名定員の学生会館を運営しているが、平成17年度当初の入室状況をみるとかなりの空室があった。

については、選考方法などの見直しにより、学生会館の入室率の向上に努められたい。

え、職員の志気に影響が及ばないよう配慮が必要である。収益性の低い事業を実施しながら、低金利時代を乗り切るためには、運用財産の取り崩しが行政からの公的資金による積極的な支援が不可欠である。

当面の支援としては、平成13年度2月補正で、定住誘導基金を補助金としてもらっているが、中長期的な経営についてはさらに協議の必要がある。

また、果実収入のアップや大阪学生会館の運営改善の取組として入寮費等の見直しが検討され、6月の定例経営委員会、理事会に報告することになった。

【6月6日、定例経営委員会開催】

【6月13日、定例理事会開催】

経営改善検討小委員会の報告を受け継続審議中である。

大阪学生会館（学生寮）の入室率の向上について

【平成18年度募集の新規方策】

ア 応答学校向け募集方法を、説明会に加え個別に高等学校を訪問し周知徹底を図った。

イ ポスターを作成し、県内の郵便局等に掲示した。

ウ 入寮資格を緩和した。（前例のある、大学等の専攻科生については、館長の推薦をもって採用とした。

【平成19年度募集の新規方策】

ア 会館付近の大学等を訪問し、協力依頼をした。

イ 募集要領を会館付近の大学等に配付し協力を依頼する。

(財) しまね海洋館 (地域政策課)

(1) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

(2) 団体

ア 改善等を要する事項

公表・指摘事項

契約事務について

ノート型パソコンの購入契約において、予定価格を上回った金額で契約をしていた。

また、財団の会計規則第60条第1項の規定により契約書を作成しなければならないにもかかわらず、契約書が作成されていなかった。

契約事務について

今後は、会計規程で規定している事項を遵守して、契約事務を適正に実施するよう徹底した。

また、会計実務研修等へ職員を参加させることにより、会計業務に係る遂行能力の向上を図る。

イ 運営の合理化に資する意見

今後の集客対策について

平成12年度開館当初の入館状況は好調であったが、その後の入館者数は、減少を続けているので、展示方法の検討や接客サービスの向上、広報・営業活動の強化等による集客対策を積極的に進められたい。

経営状況の的確な把握について

本財団は基本財産の運用益や県からの負担金収入はあるものの、多くは事業収入で運営しており、健全な運営のためには収入と支出の適正なバランスを維持することが重要である。

そのためには、試算表等の財務諸表の活用により経営状況を的確に把握するとともに、企業会計的手法による経営分析の実施についても検討されたい。

また、職員の経営感覚とコスト意識の向上にも努められたい。

内部留保資金の活用について

財団の平成16年度の決算では18億円余の多額の内部留保資金が計上されている。

この資金の活用方法については、公益法人としての性格や財団の設置目的を踏まえた運営方針を定め、集客力向上のための施設整備の計画等を明確にした上で、慎重に検討されたい。

今後の集客対策について

平成17年度の入館者は昨年度対比99%の383千人であり、平成18年度の各月入館者は、昨年度同月を若干上回り推移をしている。

これは、これまで行ってきたスポットガイドやバブルリング等展示の工夫やラッピングバス広告、PRキャンペーン等の集客対策の結果であると認識している。引き続き積極的な集客対策を行っていききたい。

経営状況の的確な把握について

公益法人会計基準（「公益法人の設立許可及び指導監督基準」（平成8年9月20日閣議決定））に準拠して処理しており、経営の健全化に努めているところである。その中で、経営状況の的確な把握をし、健全運営に努めたい。また、経営分析については毎年『経営評価』の中で行ってきたところであるが、企業会計的手法の実施についても会計基準に則り検討していききたい。

職員の経営意識の更なる向上に努め、水族館の健全な運営を図りたい。

内部留保資金の活用について

内部留保資金18億円の活用方法について島根県と協議を行った結果 島根県への納付6億円（平成18年3月30日納付） 施設設備資金6億円（ペンギン舎屋等整備計画平成20年度オープン予定） 財政調整資金6億円（財政調整基金として個別に管理）として活用することとなった。

(財) 島根ふれあい環境財団21

(環境生活総務課)

(環境政策課)

(1) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

(2) 団体

ア 改善を要する事項

公表・指摘事項

収入事務について

活動団体等に複写機を利用させているが、その領収書（控）の金額が訂正されているものがあった。

収入事務について

領収書金額の訂正は平成16年度は行ったが、平成17年度以降は行っていない。

<p>イ 運営の合理化に資する意見</p> <p>環境保全活動支援助成事業の助成対象について この事業の助成対象には、法律に基づき市町村が行わなければならない一般廃棄物のゴミの分別・収集等を内容とする活動も含まれているので、事業の助成対象の範囲について検討されたい。</p>	<p>環境保全活動支援助成事業の助成対象について 当助成事業の対象範囲は、あくまでも一般県民の自発的なボランティア活動に対し助成している。市町村が行う一般廃棄物処理（例えば、市等が主催するクリーンデーなどに参加する経費）については助成対象としていない。</p> <p>なお、ボランティア団体がまちづくりや景観保全などのための自発的な美化活動は対象としている。</p>
<p>(財) しまね女性センター (環境生活総務課)</p> <p>(1) 所管課</p> <p>ア 改善等を要する事項 本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。</p> <p>(2) 団体</p> <p>ア 改善等を要する事項 公表・指摘事項 公益法人会計基準に基づく収支予算書について 公益法人会計基準に基づく収支予算書の総括表が作成されていなかった。</p> <p>イ 運営の合理化に資する意見</p> <p>自主事業に対する財源確保について 団体の自主事業は、主に、運用財産の取り崩しにより実施しているが、このような状況が続くと、将来的には自主事業の実施が困難となる恐れがある。</p> <p>については、団体は、経費の削減を行うとともに、自主事業の見直しや財源確保について県と一体となって検討されたい。</p> <p>「あすてらす」の利用の促進について 「あすてらす」の研修室等の貸館施設や宿泊施設の利用状況は、低迷している。特に、研修を目</p>	<p>公益法人会計基準に基づく収支予算書について 指摘後の平成17年度収支補正予算書及び平成18年度収支予算書から総括表を作成しており、今後も作成することとしています。</p> <p>自主事業に対する財源確保について 平成17年度決算においては、施設管理運営事業（施設運営会計）に関しては、経費節減等により、5百万円余の余剰金を出すことができました。</p> <p>また、一般事業（一般会計）や宿泊事業（収益事業会計）においても経費節減を図った結果、財団全体では、3,424千円の余剰金を事業運営基金会計へ繰り入れることができました。[平成16年度決算では6,161千円の取り崩し]</p> <p>今後も一層経費の節減に努めるとともに、従来自主事業として行っている事業の内、女性ファンドの助成対象となる事業については、女性団体等に対して、ファンドの活用を促し、また、実費負担を求めることが妥当な部分については、負担を求めることなどにより、効率的・効果的な事業展開を図ります。</p> <p>「あすてらす」の利用の促進について 女性団体や市町村が行う研修にも企画段階からアドバイスを行い、本来の目的である研修施設としての利用促</p>

的とした利用は、開館当初と比べ大幅に低下しており、研修参加者の宿泊利用も少ない状況にある。

団体は、「あすてらす」が男女共同参画社会の実現を図るための中心的施設であることから、今後、企画事業、研修等に工夫を加え、活用を図るとともに、県内外の女性団体、市町村等に対して、貸館施設や宿泊施設の利用について広報・啓発し、利用の促進に努められたい。

進を図ります。また、研修と宿泊とを一体とした事業の実施を検討します。

施設案内パンフレット、チラシのデザインを変更して増刷するとともに、宿泊施設パンフレットを新しく作成し、県の機関や各種団体、県人会などへも利用を働きかけていきます。

(財) 島根県文化振興財団 (文化国際課)
(文化財課)
(古代文化センター)
(生涯学習課)

(1) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

(2) 団体

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

イ 運営の合理化に資する意見

文化事業等の実施について

団体は、指定管理者の指定を目指して、組織や職員給与の見直しを行うなど経営の効率化に取り組み、平成17年4月から指定を受けた。

引き続き、経費の節減などの経営の効率化に努めるとともに、団体の設立趣旨を踏まえ広く県民に親しまれる文化事業等の充実に努められたい。

文化事業等の実施について

指定管理者として、今後も引き続き経費の節減などの経営の効率化を図り、健全な経営に努めるとともに、県民ニーズに応える文化事業等の充実に努める。

(財) 三瓶フィールドミュージアム財団 (自然環境課)

(1) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

イ 運営の合理化に資する意見

三瓶自然館と県内博物館等との連携について

三瓶自然館とアクアス、ゴピウス、世界遺産登録を目指す石見銀山遺跡等とが広域的に連携ができるよう、周遊ルートの設定や共通パスポートの発行などについて、関係部局と一体となって検討

三瓶自然館と県内博物館等との連携について

指定管理者である三瓶フィールドミュージアム財団と協調し、必要に応じて関係部局と調整を行って参りたい。

されたい。

三瓶自然館の管理運営について

三瓶自然館の本館については、空調施設等の老朽化が進んでいるので、大規模修繕等を検討されたい。

また、平成16年4月「ふれあいの里奥出雲財団」から引き継いだ「ふれあいの里奥出雲公園」については、維持管理費の増高が見込まれることから、公園の施設の縮小等を含め、今後のあり方を検討されたい。

(2) 団体

ア 改善等を要する事項

公表・指摘事項

公益法人会計基準に基づく貸借対照表等について

公益法人会計基準に基づく貸借対照表等の総括表が作成されていなかった。

また、計算書類の注記の記載事項に不備があった。

契約事務について

業務委託契約において、委託業務の完了検査及び委託料の支払いが遅れていた。

イ 運営の合理化に資する意見

三瓶自然館の集客対策について

三瓶自然館は、自然と親しみ、自然に学び、自然を守る心を育てる場、各種自然情報の交換の場等として整備され、企画展示や各種講座の開催、資料の収集・保存などを行っている。

今後、団体は、企画展示等に一層工夫を加えるとともに、県内外の幅広い年齢層の人々に利用されるよう広報・啓発に努められたい。

また、アクアス、ゴビウス、世界遺産登録を目指す石見銀山遺跡等との周遊ルートの設定や共通パスポートの発行などについて検討されたい。

三瓶自然館の管理運営について

施設の老朽化に対する改修は逐次実施していきたい。

また、ふれあいの里奥出雲公園については平成16年度から設置目的を変更し「自然と親しむ場を確保し、あわせて自然環境に関する学習の機会を提供するための施設」として管理をはじめたところである。平成17年度においても老朽施設の撤去など管理の改善に努めたところであるが、今後とも利用促進に向けた取り組みや管理のあり方について、指定管理者である三瓶フィールドミュージアム財団と協調しながら検討して参りたい。

公益法人会計基準に基づく貸借対照表等について

指摘に基づき、平成17年度決算書より総括表を作成した。

また、注記書類については、基本財産の増減額及び残高の項を、同決算書より記載した。

契約事務について

監査後、直ちに処務規程及び起案作成に関する研修（平成17年12月20日）を実施し、この中で業務委託契約における完了検査及び支払事務について、所定の期限内に処理するよう周知、徹底を図ることとした。

三瓶自然館の集客対策について

島根県では平成17年度より全国に先駆けて指定管理者制度の導入が図られたところである。従って、「運営の合理化に関する意見」については十分に認識し、既に様々な具体的な対応を図ってきている。

ちなみに、指定管理者制度導入後初の企画展示となった平成17年度夏期企画展（「月へのいざない」）では、県内教育機関はもとより各協力団体からなるプロジェクトチームを結成し、アメリカ航空宇宙局（NASA）が保有する「月の石」の展示を実現させたほか、広報においても街頭PRや手作り宣伝カーの導入など、新たな工夫、試みを取り入れた。その結果当初目標3万人（開催期間中）を大きく上回る8万7千人の入館者を得るなど、確実に成果を上げつつある。

また、アクアス、ゴビウスとの連携では、県内自然系施設として、定期的に三館交流会議を催し、館長レベ

	<p>ル、担当者レベルでの意見交換はもとより、具体的連携策さらには共通パスポートの実現化に向け検討を進めている。石見銀山との連携については、焦眉の急を迫られているところであり、大田市の他関係機関との調整を進めながら、既にアクセスマップづくりやガイドブック作成等を関係機関とともに始めているところである。</p>
<p>(財) 島根県環境管理センター (廃棄物対策課)</p> <p>(1) 所管課</p> <p>ア 改善等を要する事項 本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。</p> <p>(2) 団体</p> <p>ア 改善等を要する事項 公表・指摘事項 支出事務について 旅費の額の計算を誤って支給していた。</p> <p>イ 運営の合理化に資する意見 今後の経営のあり方について 平成14年開設以来、単年度の収支均衡が図られるよう努力した結果、事業収益は増加しており、平成16年度は黒字に転換した。 しかしながら、各種リサイクル法の強化や産業廃棄物減量税の導入に伴い産業廃棄物最終処分量の減少が予想されるため、今後、一層の収益確保の取り組みが必要となってくるものと思われる。 また、一方で現在の管理型第1期処分場は平成20年には容量が不足するため、今後、第2期工事が予定されていることから、多額の投資に伴う借入金償還金等も増大してくることとなる。 したがって、会社訪問やダイレクトメールの活用などの営業活動を更に強化するとともに、委託契約の見直し、予定価格の精査等競争原理の導入や諸経費の節減にも努められたい。</p>	<p>支出事務について 陸路の計算に当たって、片道距離ごとに端数を切り捨てて計算していたが、往復距離の合計後の端数を切り捨てる計算に修正している。</p> <p>今後の経営のあり方について 事業収入の拡大を図るため、会社への訪問営業、特に収集運搬業者・中間処理業者への営業活動の強化、県・市町村への紹介活動、ダイレクトメールでの周知等積極的な営業活動の推進を図っている。 また、経費の節減を図るため、工事発注単価の検証、設計施工方法の再検討など、一層の事業コストの削減を図るとともに、費用対効果に意識を持って対応に努めている。</p>
<p>島根県民生児童委員協議会 (地域福祉課)</p> <p>(1) 所管課</p> <p>ア 改善等を要する事項 本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に</p>	

執行されているものと認めた。

イ 運営の合理化に資する意見

民生児童委員の活動しやすい環境づくりについて

委員は、社会奉仕の精神をもち、また、住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努めることとされている。

核家族化、少子高齢化の進展による独居老人世帯や子育てに悩む母親等が増加するなかで、地域などの様々な情報の入手が難しくなったため、委員が十分に活動を行うことができにくくなる傾向にある。

については、県民の民生児童委員活動に対する十分な理解を得るための啓発や、市町村民生児童委員協議会等が行う適切な情報提供や研修の充実などにより、委員が活動しやすい環境づくりに努められたい。

(2) 団体

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

イ 運営の合理化に資する意見

民生児童委員活動の充実のための取り組みについて

地域住民全体による地域福祉の推進が求められるなか、そのネットワークの中核的役割を果たす民生児童委員の活動を充実・強化する必要がある。

団体は、委員活動強化のための具体的な取組みを検討するとともに、市町村民生児童委員協議会等と連携して情報提供等の充実に努められたい。

民生児童委員の活動しやすい環境づくりについて

民生委員・児童委員が十分に活動が行えるよう、県のホームページで民生委員・児童委員の活動内容等を紹介するなど、積極的にPRを行っているところである。

また、今後は、市町村に対しても、民生委員・児童委員について積極的にPRしてもらえよう、周知を図る。

更に、今年度の研修に関しては災害時に要支援者に対して、迅速に対応することができるよう、「災害時避難支援活動」に関して研究協議を行うなど、より実践に即したテーマを設けることにより、研修の充実を図る。

民生児童委員活動の充実のための取り組みについて

- 1、平成19年12月の一斉改選に向けて、地域福祉を推進する観点から、民生委員、児童委員及び主任児童委員の定数や単位民生児童委員協議会の規模について、検討中である。
- 2、各委員が地域福祉の推進役になるために、各研修会では、従来の一方向的な講義のみの形態から、リーダー力やコミュニケーション力を向上するための演習形態を積極的に取り入れている。
- 3、民生委員・児童委員が取り組む課題は時代と共に変化してきている。従来は、高齢者の介護問題等に関する活動が主であったが、近年は子育て支援、児童虐待や犯罪から子供を守ること、また、災害時の非難誘導や災害に備えた要支援者の把握などへの取り組みに対しても期待が寄せられている。これらの新しい課題については、常に理事会等各種会議や各研修会で取り上げ、具体的な活動や個別支援につなげるよう努めている。

(青少年家庭課)

(1) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

(2) 団体

ア 改善等を要する事項

公表・指摘事項

予定価格の設定について

50万円以上の委託契約において、予定価格が設定されていなかった。

予定価格の設定について

本会経理規程第54条及び契約事務取扱要領第19条の定めにより、予定価格が50万円以上の随意契約については予定価格調書を作成することとなっているが、職員に徹底されていなかった。

今後各種会議及び研修等を通して職員に徹底を図ることとしている。

(財) 島根県障害者スポーツ協会

(障害者福祉課)

(1) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

(2) 団体

ア 改善等を要する事項

公表・指摘事項

使用料の収納事務について

体育館利用者の使用料収納にあたり、児童・生徒等の利用については、利用の都度使用料を現金で受領していたが、その際に領収証を発行していなかった。

公益法人会計基準に基づく正味財産増減計算書等について

公益法人会計基準に基づく正味財産増減計算書が未作成のほか、計算書類の注記が記載されていなかった。

イ 運営の合理化に資する意見

自主事業に対する財源確保について

団体は事務局部門の統合による内部管理経費の削減や、賛助会員の拡大による会費収入の確保に努め自主事業を行っているが、金利の低下に伴い基本財産の運用益が減少し、将来的にはこの事業

使用料の収納事務について

島根県立はつらつ体育館は、平成17年度から指定管理者による管理へと移行しているため、本指摘事項に係る指摘事項については、回答できない。

公益法人会計基準に基づく正味財産増減計算書等について

平成17年度決算より正味財産増減計算書も作成、計算書類への注記を記載し、公益法人会計基準に準拠した決算書類を整えた。

自主事業に対する財源確保について

今年度以降も、賛助会員の募集対象範囲を拡大するなど、引き続き賛助会員の拡大による会費収入の総額確保に努める。

また、運営委員会等において自主事業の実施状況を評

<p>の実施が困難となる恐れがある。 ついては、自主事業の見直しや財源確保について県と一体となって検討されたい。</p>	<p>価し、費用対効果の観点からより効率的な事業の実施を図っていく。</p>
<p>(財) ホシザキグリーン財団 (水産課)</p> <p>(1) 所管課 ア 改善等を要する事項 本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。 イ 運営の合理化に資する意見 宍道湖自然館の利活用について 宍道湖自然館の入館者数は、開館以来減少傾向にあるので、他の観光施設等とのネットワークによる連携強化を図るなど、入館者の増加対策に努められたい。 特に、教育関係機関に対し児童・生徒の自然保護や環境教育の場として活用されるよう働きかけられたい。</p> <p>(2) 団体 ア 改善等を要する事項 本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。 イ 運営の合理化に資する意見 宍道湖自然館の利活用について 宍道湖自然館の入館者数は、開館以来減少傾向にあるので、他の観光施設等とのネットワークによる連携強化を図るなど、入館者の増加対策に努められたい。 特に、教育関係機関に対し児童・生徒の自然保護や環境教育の場として活用されるよう働きかけられたい。</p>	<p>宍道湖自然館の利活用について 宍道湖自然館の入館者数については、周辺観光施設や類似施設の入館者数を曜日別に見たところ、週末をのぞけば月曜日の入館が最も多いことから、平成18年4月1日より周辺の県立大型観光施設（県立美術館、八雲立つ風土記の丘資料館、三瓶自然館）とともに休館日を入館者数の少なかった火曜日に一斉変更し、一層の連携強化を図ることとした。 また、教育庁義務教育課と当課とは宍道湖自然館管理運営協議会の委員として連携しスムーズな施設の運営に努めてきているところであり、館の教育施設としての側面から、自然保護や環境教育の場としてPRを行うとともに、教育事業とも積極的に協力しあっていくこととしている。今後とも、他の観光施設や、教育関係機関との連携強化を図り、入館者数の増加に努める。</p> <p>宍道湖自然館の利活用について ・他の観光施設等とのネットワークによる連携強化 これまでも旅行代理店との間でクーポン利用契約を結び、団体客の確保に努めてきた。それ以外に、今年度から近隣観光地（玉造温泉）のホテル利用客に入館券をセット販売する取り組みを行っている。今後も、このような他機関との連携を強化し入館者数の増加に努めたい。なお、平成18年2月から6月までの5ヶ月間は前年度を超える入館者数を確保できている。 ・教育関係機関との連携 平成17年度は別紙1および2のとおり学校団体や教育関係機関などに観察会など講師として職員の派遣を</p>

	<p>実施したほか、来館時に職員による対応をおこなった。学校などの教育機関に対しては、このように興味を抱かせるメニューを用意して情報発信しているが、今後とも一層力を入れていきたい。</p>
<p>(財) くにびきメッセ (商工政策課)</p> <p>(1) 所管課</p> <p>ア 改善等を要する事項 本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。</p> <p>イ 運営の合理化に資する意見 予算及び決算書類の処理について 公益法人会計基準に基づく収支予算書の総括表が作成されていなかったり、寄付行為に定められている事業計画書等が、知事に報告されていなかったため、今後は適正な処理がされるよう指導されたい。</p> <p>(2) 団体</p> <p>ア 改善等を要する事項 公表・指摘事項 公益法人会計基準に基づく収支予算書について 公益法人会計基準に基づく収支予算書の総括表が作成されていなかった。</p> <p>予算及び決算事務について 寄付行為第10条の事業計画書及び収支予算書並びに第12条の事業報告書及び収支決算書が知事に報告されていなかった。</p> <p>イ 運営の合理化に資する意見 経営の安定化について 団体は指定管理者の指定を目指して、組織や職員給与の見直しを行うなど経営の効率化に取り組む、平成17年4月から指定を受けたところである。</p> <p>一方で、近年会館の利用率が低下傾向にあり、会費収入も減少している。</p> <p>したがって団体は、自治体・企業等の訪問活動を行うとともに、一層のサービスの向上に取り組む、施設の利用促進を図られたい。併せて賛助会員の拡大による会費収入の増加にも取り組まれたい。</p>	<p>予算及び決算書類の処理について 今後は適切な処理の指導に努める。</p> <p>公益法人会計基準に基づく収支予算書について 今後はこのようなことがないように公益法人会計基準を遵守する。</p> <p>予算及び決算事務について 今後は寄附行為に基づき報告を行う。</p> <p>経営の安定化について 一層の利用拡大を目指し、積極的な営業活動並びにサービスの向上に努めるとともに維持管理のコスト、人件費、諸経費等について引き続き削減を図る。</p>

また、維持管理のコスト、人件費、諸経費等についても引き続き削減に努め経営の安定を図りたい。

川本町商工会

(経営支援課)

(1) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

(2) 団体

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

イ 運営の合理化に資する意見

中心市街地の活性化について

中山間地域においては、中心市街地の衰退が大きな問題となっているため、川本町商工会では、中心市街地の現状と問題点及びその活性化策等について調査研究が進められ一定の成果が得られたところである。

商工会は、この成果を活かして農林水産業と一体となった中心市街地の活性化に取り組まれない。

中心市街地の活性化について

島根県の支援を受けた中心市街地商業活性化事業による消費者意識調査から、消費の多様化や車社会による消費の流出という動向にも拘わらず、消費者の中心市街地の維持に対する期待は大きいことがうかがえた。こうした有効なデータを基に、今後、事業者側がどう応えていくかが課題である。17年度以降、アンケートから分析検討した課題に対し、具体的実施事項を掲げ、接客・個店の美化、行政の協力を得ての歩道整備・カラー舗装等、出来ることから実施している。

また、公共工事の減少により、急激に経営が脆弱化傾向にある建設業者に対し、川本町の資源である農林水産物を利用した新分野への進出支援、各種情報・研修会開催情報等をタイムリーに提供するなど、経営革新に向けた支援を強化している。

第3次産業中心の町から、今後は第1次産業の掘り起こしを行い、それらの産物からの高付加価値商品の開発に至るまで、町全体の経済(貨幣)の循環を変えるための施策を、行政と一体となって進めて参ります。

その一貫として、商工会員・医療機関・農業者・ものづくり団体等の主要メンバーが発起人となった「まちづくりNPO法人」を立ち上げ、現在、法人格取得へ向けた申請を行っています。今後はより多くの住民の賛同者も得ながら、行政と連携した町の活性化に取り組む予定であり、商工会はその中心的役割を担って参ります。

桜江町商工会

(経営支援課)

<p>(1) 所管課</p> <p>ア 改善等を要する事項 本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。</p> <p>(2) 団体</p> <p>ア 改善等を要する事項 公表・指摘事項 支払事務について 職員の通勤手当の認定を誤って支給していたものがあつた。</p> <p>イ 運営の合理化に資する意見 地域特産品の開発支援について 中山間地域においては、人口減少や少子高齢化の進展に加え公共事業の減少等に伴い地域経済力の低下が大きな問題となつてきているが、桜江町では、地域資源を活用した特産品開発が進行しつつある。商工会としても、農林水産業と連携してこうした動きを一層支援されたい。</p>	<p>支払事務について 指摘事項を認め、当該職員の認定を取り消すとともに、当該年度の通勤手当について返還等の措置を講じた。</p> <p>地域特産品の開発支援について 中山間地域においては、人口減少や少子高齢化の進展に加え公共事業の減少等に伴い地域経済力の低下が大きな問題となつてきているが、桜江町では、地域資源を活用した特産品開発が進行しつつある。 商工会としても、農林水産業及び行政と連携をとりながら事業を推進していく。</p>
<p>日原町商工会 (経営支援課)</p> <p>(1) 所管課</p> <p>ア 改善等を要する事項 本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。</p> <p>(2) 団体</p> <p>ア 改善等を要する事項 公表・指摘事項 扶養手当の認定について 被扶養者の所得要件を判断する証拠書類がないまま、職員の扶養手当を認定していた。</p>	<p>扶養手当の認定について 平成17年度分については年金の源泉徴収票にて所得金額を確認しました。平成18年度分からは所得証明により所得金額を確認します。</p>
<p>江津商工会議所 (経営支援課)</p> <p>(1) 所管課</p> <p>ア 改善等を要する事項 本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。</p> <p>(2) 団体</p>	

<p>ア 改善等を要する事項 公表・指摘事項 会計に関する規程について 会計に関する規程が整備されていなかった。</p>	<p>会計に関する規程について 庶務規程の中に、第四章事務処理・第五章決裁・第六章会計を明文化し、規程整備を行った。(平成18年3月9日常議員会承認、改正庶務規程添付)</p>
<p>(財) 島根県体育協会 (保健体育課)</p> <p>(1) 所管課</p> <p>ア 改善等を要する事項 本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。</p> <p>イ 運営の合理化に資する意見 県立ライフル射撃場の管理について 県は、この施設の管理を団体に委託しているが、団体は、「使用許可申請書」を使用者から徴することなく施設を使用させていたり、使用料を調定していた。今後、団体に対して、施設の管理を適正に行うように指導されたい。</p> <p>(2) 団体</p> <p>ア 改善等を要する事項 公表・指摘事項 管理業務について 県立ライフル射撃場の「使用許可申請書」を使用者から徴することなく施設を使用させていたり、使用料を調定していた。</p>	<p>県立ライフル射撃場の管理について 施設の使用に際しては、使用者から使用許可申請書を徴取するなど、島根県立ライフル射撃場条例及び同施行規則に基づき適切な管理運営を行うよう指導する。</p> <p>管理業務について 島根県立ライフル射撃場条例及び同施行規則に基づいた、適正な管理運営を行う。</p>
<p>(財) 島根県教職員互助会 (福利課)</p> <p>(1) 所管課</p> <p>ア 改善等を要する事項 本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。</p> <p>(2) 団体</p> <p>ア 改善等を要する事項 公表・指摘事項 執行伺について 説明会における会場使用料に関する執行伺が作成されていなかった。</p> <p>契約方法について 50万円以上の委託契約において予定価格が設定</p>	<p>執行伺について 今後は必ず事前に執行伺いをするなど適正な執行に努めます。</p> <p>契約方法について 単価契約の場合においても、総額で50万円以上が見込</p>

されていなかった。

まれるときには予定価格を定めるよう職員に徹底した。
今後は適正な契約に努めます。

公 安 委 員 会 規 則

島根県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年11月24日

島根県公安委員会委員長 室 崎 富 恵

島根県公安委員会規則第14号

島根県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

島根県道路交通法施行細則（昭和55年島根県公安委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

別表高速自動車国道（中国横断自動車道・尾道松江線）の項の次に次のように加える。

高速自動車国道（山陰自動車道）	松江市宍道町伊志見671番32先から簸川郡斐川町大字直江町3612番1地先まで
-----------------	---

別表一般県道出雲空港宍道線の項の次に次のように加える。

一般県道 斐川上島線	簸川郡斐川町大字直江町5092番2地先から簸川郡斐川町大字直江町3612番1地先まで
------------	--

附 則

この規則は、平成18年11月25日から施行する。